

特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会
ワーキングチーム運営要領（案）

令和3年7月30日
検討会決定

1. 本ワーキングチーム員は、特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会（以下「検討会」という。）の座長が指名する者により構成する。
2. 本ワーキングチームに主査を置き、主査及びその他の構成員は、検討会の座長が、検討会に属する委員から、あらかじめ指名する者とする。
3. 本ワーキングチームの会合は、原則として公開で行う。ただし、特段の理由があると主査が認めた場合は、会合の全部又は一部を非公開とすることができる。
4. 配布資料は、原則として、本ワーキングチームの会合終了後に速やかに公表する。ただし、特段の理由があると主査が認めた場合は、主査の判断により配布資料の全部又は一部を非公表とすることができる。
5. 本ワーキングチームの会合終了後、速やかに議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、特段の理由があると主査が認めた場合は、主査の判断により議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。議事録の全部を非公表とする場合にあっては、議事概要を公表する。
6. 主査は、必要に応じ、適当と認められる者を本ワーキングチームの会合に参加させることができる。
7. この要領に定めるもののほか、本ワーキングチームの運営については、主査がワーキングチーム構成員に諮って定める。

以上